

特別養護老人ホーム愛和苑料金表(H30.4改定)(料金表:円)

第1段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	557	625	695	763	829
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	6	6	6	6	6
3.自己負担金 (看護体制加算Ⅰ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅰ)	22	22	22	22	22
5.自己負担金 (食事代)	300	300	300	300	300
6.自己負担金 (居住費)	0	0	0	0	0
7.管理費	300	300	300	300	300
8.合計 (1+2+3+4+5+6+7)	1,191	1,259	1,329	1,397	1,463
月額利用料(31日計算)	<b>36,921</b>	<b>39,029</b>	<b>41,199</b>	<b>43,307</b>	<b>45,353</b>

第2段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	557	625	695	763	829
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	6	6	6	6	6
3.自己負担金 (看護体制加算Ⅰ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅰ)	22	22	22	22	22
5.自己負担金 (食事代)	390	390	390	390	390
6.自己負担金 (居住費)	370	370	370	370	370
7.管理費	300	300	300	300	300
8.合計 (1+2+3+4+5+6+7)	1,651	1,719	1,789	1,857	1,923
月額利用料(31日計算)	<b>51,181</b>	<b>53,289</b>	<b>55,459</b>	<b>57,567</b>	<b>59,613</b>

第3段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	557	625	695	763	829
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	6	6	6	6	6
3.自己負担金 (看護体制加算Ⅰ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅰ)	22	22	22	22	22
5.自己負担金 (食事代)	650	650	650	650	650
6.自己負担金 (居住費)	370	370	370	370	370
7.管理費	300	300	300	300	300
8.合計 (1+2+3+4+5+6+7)	1,911	1,979	2,049	2,117	2,183
月額利用料(31日計算)	<b>59,241</b>	<b>61,349</b>	<b>63,519</b>	<b>65,627</b>	<b>67,673</b>

第4段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	557	625	695	763	829
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	6	6	6	6	6
3.自己負担金 (看護体制加算Ⅰ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅰ)	22	22	22	22	22
5.自己負担金 (食事代)	1380	1380	1380	1380	1380
6.自己負担金 (居住費)	840	840	840	840	840
7.管理費	300	300	300	300	300
8.合計 (1+2+3+4+5+6+7)	3,111	3,179	3,249	3,317	3,383
月額利用料(31日計算)	<b>96,441</b>	<b>98,549</b>	<b>100,719</b>	<b>102,827</b>	<b>104,873</b>

※介護職員処遇改善加算Ⅰ(総介護報酬単位数に1000分の83に相当する単位数)が加算されます。

※1生活費(食費・居住費)のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分(段階): 課税区分(世帯全員)	対象者
第1段階: 市町村民税非課税 (食費300円・居住費0円/日)	・老齢福祉年金受給者の方で、世帯全員が住民税非課税の方・生活保護受給されている方
第2段階: 市町村民税非課税 (食費390円・居住費370円/日)	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
第3段階: 市町村民税非課税 (食費650円・居住費370円/日)	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円を超える方
第4段階: 市町村民税課税 (食費1380円・居住費840円/日)	・住民税課税世帯の方

※2減額の手続き等の詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせください。

◎加算項目及び利用者負担額(1日あたり)

※3要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。

加算項目	加算概要(条件)
初期加算(加算料金/日)30円	入居日から30日に限って加算。また、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も対象となります。
入院・外泊時費用(加算料金/日)246円 (対象者のみ)	病院等への入院、自宅へ外泊した場合、月6日を限度として一部(自己)負担額がこの金額に変更となります。ただし、7日目以降の自己負担はありません。